

議案第 19 号

羽曳野市高年いきいき条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市高年いきいき条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）等による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市高年いきいき条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市高年いきいき条例(平成12年羽曳野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「第78条の2第6項」を「第78条の2第7項」に、「第115条の12第4項」を「第115条の12第5項」に改め、同条第4号中「第115条の22第3項」を「第115条の22第4項」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条第4項の規定に基づく審議及び意見具申

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市高年いきいき条例 新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第 15 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 介護保険法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、<u>第 78 条の 2 第 7 項</u>、第 78 条の 4 第 6 項、<u>第 115 条の 12 第 5 項</u>及び第 115 条の 14 第 6 項の規定に基づく審議及び意見具申</p> <p>(4) <u>介護保険法第 115 条の 22 第 4 項</u>の規定に基づく審議及び意見具申</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 5 条第 4 項</u>の規定に基づく審議及び意見具申</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 15 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 介護保険法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、<u>第 78 条の 2 第 6 項</u>、第 78 条の 4 第 6 項、<u>第 115 条の 12 第 4 項</u>及び第 115 条の 14 第 6 項の規定に基づく審議及び意見具申</p> <p>(4) <u>介護保険法第 115 条の 22 第 3 項</u>の規定に基づく審議及び意見具申</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 4 条第 1 項</u>に規定する市町村整備計画に関する審議及び意見具申</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>以下省略</p>